

任意継続被保険者の標準報酬月額に関する公告

健康保険法第47条第1項第2号の規定により、任意継続被保険者に適用する令和4年度の標準報酬月額（令和3年9月30日における当健康保険組合全被保険者の標準報酬月額を平均した額を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額）を下記のとおりとしたので公告する。

記

標準報酬月額	360,000円
--------	----------

令和4年3月1日

兵庫自動車販売店健康保険組合

理事長 久保田 成

